

常滑武豊衛生組合特別職の職員で非常勤の者の 報酬及び費用弁償に関する条例

平成3年5月31日

条 例 第 5 号

改正

平成 4年 3月 27日 条例第1号 平成 6年 3月 1日 条例第1号

平成 8年 3月 1日 条例第1号 平成10年 3月 4日 条例第1号

平成20年10月 1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者（以下「非常勤の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 非常勤の職員の報酬の額は、次のとおりとする。

監査委員 年額 50,400円

(報酬の支給方法)

第3条 新たに非常勤の職員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の報酬を支給する。

2 非常勤の職員が任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、その日まで日割計算により報酬を支給する。

3 報酬は、毎年度その末日に支給する。

4 前項の支給日が休日に当たるときは、繰上げ支給する。

(費用弁償)

第4条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、常滑武豊衛生組合特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第12号）の規定によるものとし、支給方法は一般職の職員に支給する旅費の例による。
（委任）

第5条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成3年5月31日条例第5号）

この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月4日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。